

# 第3章

## 医療法人の選択肢

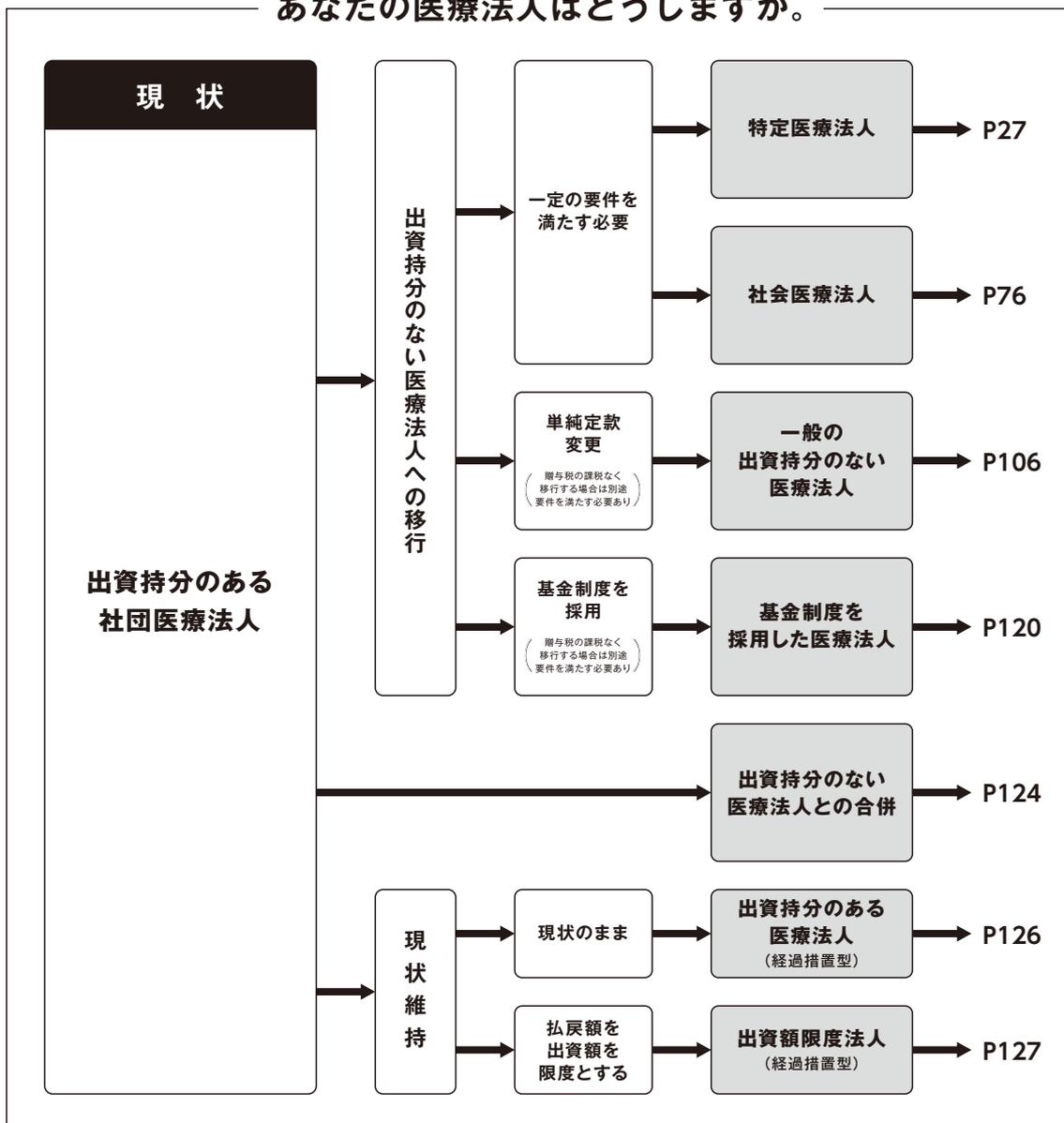
第一章、第二章を通して医療法人の出資持分をめぐる課題を整理してきました。

このような出資持分の課題を解決するための手段のひとつに、出資持分のない医療法人への移行があります。以下の表で出資持分のない医療法人にはどのような類型があるのかを把握した上で、各該当頁を参考に、移行のための具体的要件や障害となる要因を確認して下さい。

なお出資持分のある医療法人のままにいるということも一つの選択です。ただ、その場合には出資持分をめぐる課題について再度認識しておくことが重要です。

あなたの医療法人はどうしますか。

(再掲)



# 第1節 特定医療法人への移行を考えた場合

## STEP 1 移行を考えた場合

## STEP 2 障害要因と課題

## STEP 3 移行手続き

特定医療法人とは、租税特別措置法第67条の2にもとづき、財団医療法人又は社団医療法人で持分の定めがないもののうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、国税庁長官の承認を受けた法人をいいます。特定医療法人として承認された場合には、法人税において22%（通常は30%）の軽減税率が適用されるなどのメリットがあります。

## 特定医療法人の承認要件

### I 施設要件 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号

具体的要件		チェック
一	その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては（1）又は（2）に、診療所のみを開設する医療法人にあつては（3）に該当すること。  （1）40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。 （2）救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。 （3）救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	<input type="checkbox"/>
二	各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。	<input type="checkbox"/>

### II 収入基準 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第1号

具体的要件		チェック
一	社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。社会保険診療等のなかには、社会保険診療報酬と同一基準で計算される労災、健診の収入を含む。	<input type="checkbox"/>
二	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。	<input type="checkbox"/>
三	医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。	<input type="checkbox"/>
四	役員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が、3,600万円を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

### Ⅲ 運営基準

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号～第5号

具 体 的 要 件		チェック
一	<p>その運営組織が適正(※1)であるとともに、その理事、監事、評議員(※2)その他これらの者に準ずるもの(以下この項において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(以下次号において「親族等(※3)」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。</p> <p>イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p>	□
二	<p>その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。</p>	□
三	<p>その寄附行為又は定款において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人(財団医療法人又は社団医療法人で持分の定めがないものに限る。)に帰属する旨の定めがあること。</p>	□
四	<p>当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。</p>	□

※1 適正な運営とは、例えば社員総会は5日前までに議案を提示して書面による招集を行い、定足数の確認から始まること、その社員総会の中で決めるべき定款記載事項の議案は必ず議論することなどが求められます。また、決算終了後3ヶ月以内に都道府県知事に事業報告書の提出が義務付けられており、同時に決算終了後2ヶ月以内に法務局に資産の変更登記を行うなど、法令や定款に定められた運営が求められます。

※2 一般社団医療法人においても、評議員を設置して下さい。

※3 親族とは、法人税法等に直接の定義規定がないため、民法の定義を援用し、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族となります。

## 特定医療法人の障害要因と課題

前頁の基準のなかで、多くの医療法人が障害要因と考える基準は、以下の4点です。

- 障害要因① 自費診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 障害要因② 理事、監事、評議員等（役員等）について、親族等の数がそれぞれの役員等の割合において、いずれも3分の1以下になるようにすること。
- 障害要因③ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
- 障害要因④ 介護老人保健施設のみを開設する医療法人は対象外になっていること。

障害要因①	①については、公益性を担保するためのものです。自費診療報酬規程を社会保険診療報酬規程に準じたものに改訂することによるデメリットと、軽減税率の適用によるメリットとの比較衡量になります。
障害要因②	②については、自法人に勤務する医師もしくは職員、連携関係にある他の医療機関の医師もしくは職員、地域の学識経験者や町内会の役員等から任用するなどの方法が考えられます。地域に根差している社会福祉法人の理事や評議員の選出方法も参考になりますので、意見交換をしてみるのも有益かもしれません。
障害要因③	役職員一人につき、年間の給与総額が3,600万円を超えない規定については、医師が不足する地域において、実質的に困難な要件になる場合があります。
障害要因④	特定医療法人の承認を受けている40床以上の病院が、その病院の病床をすべて介護老人保健施設に転用した場合、特定医療法人の要件を満たさないこととなり、特定医療法人の取り止めを申請しなければならなくなります。

## 特定医療法人への移行手続き

### I 事前準備

特定医療法人への移行を決めたら、翌期の申請に向けて準備を開始します。特定医療法人の申請にあたっては、事前審査が必要となります。事前審査の申出については、遅くとも法人税率の特例の適用を受けようとする事業年度終了の日前6月前（3月決算の医療法人の場合には前年の9月末）までに事前審査時に用意する書類を添付して申し出を行います。それ以前に、申請を行う事業年度において、承認要件を満たしていなければなりません。それは、特定医療法人の承認は、その申請の事業年度の開始の日に遡って承認されるからです。従って、事業年度が始まる以前に必要な事項を決定し、申請する事業年度では実行されていなければなりません。例えば、理事長報酬一つとっても、報酬の最高上限は3,600万円ですから、すでに期の初めからその金額で決定され、支給されていなければなりません。あるいは、室料差額や自費診療報酬の規定の整備なども実行されていなければなりません。実行できないのは、出資持分の放棄や定款の変更ですので、それらは、国税庁からの内示を受けてから進めることとなります。

一	<p>前事業年度までに整備し、申請する事業年度から実行されていなければならぬ項目は、以下の項目です。</p> <p>①報酬上限を3,600万円とすること。            ②自費診療報酬が社会保険診療報酬に準じて規定され、実施されていること。            ③各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。            ④理事長、理事、監事もしくは評議員、社員及び医療法人への出資者等(以下、理事等と呼ぶ。)への特別な利益の供与のないこと(P24参照)。            ⑤法令に違反する事実もしくは帳簿等に仮装・隠蔽の事実のないこと。            ⑥理事会や社員総会の適正な開催と議事録整備。例えば、社員総会での書面による招集や予算の決定などが適正に行われていること。</p>
二	<p>申請時までには準備しておくもしくは決定すべき項目は以下の項目です。</p> <p>①申請時の直前に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書を都道府県知事に申請し、証明書を手元に準備する。            ②申請時には就任を承諾している理事、監事、評議員及び社員の名簿とその確認(就任は、定款変更と同時にになるので、就任承諾書を準備)            ③事前審査に必要な提出書類や添付資料の整備</p>
三	<p>準備段階で特に注意すべきこと。</p> <p>①事前相談の申し出時にて添付しなければならない「厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書」を早めに申請し、手元に揃えておくこと。            ②事前審査の申し出をしたのち、所轄国税局担当者により、提出された書類に間違いがないかを調査しますが、税務調査と同じような形態で行われますので、資料を整備しておくこと。</p>

## Ⅱ 社員総会決議

特定医療法人の承認申請事前審査の前までに、下記の内容について社員総会で決議を行ってください。

### 1 出資持分の放棄又は払戻しに関する事項

出資持分の放棄について決議します。出資持分は、出資者の財産ですから、放棄については本人の意思確認が大切です。移行手続きに必ずしも必要なものではありませんが、社員総会決議の他に申出書等（P71参照）を作成することが望ましいです。反対する社員については、出資持分の払戻しを検討します。その払戻しの金額については、前章P16を参照してください。なお出資持分の放棄については、特定医療法人の承認の日に、期首に遡って効力を有する旨の停止条件を議事に加えておいて下さい。

### 2 定款変更に関する事項

一	<p>出資持分に関する事項（モデル定款例：第10条、第43条参照）</p> <p>議事の中で、退社時に出資額を払戻さないこと、および解散時にも出資額を払い戻さないこと、解散時の残余財産については、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめることを決議します。</p>
二	<p>役員（理事、監事）の定数をそれぞれ理事6名以上、監事2名以上として、その親族等の割合は3分の1以内とする旨の取り決めをおこない、その旨を記載した定款に変更する決議を行います。役員（親族等）の割合を3分の1以下にした場合、現理事・監事の見直しが必要になります。特定医療法人への定款変更の認可を受けた段階で社員総会を開催し、入れ替わる理事・監事の退任、辞任、選任の議決を行います。その議決の日をもって理事・監事の辞任・就任を行います。理事長は、理事の互選で決まりますので、その理事就任の日に理事会を開催し、理事長の互選をおこない、法務局への届出を準備します。もちろん、特段の理由がない限り、理事長は医師もしくは歯科医師となります。</p> <p>また、監事については、理事の親族等あるいは医療法人の従事者はなれない旨の取り決めを定款に記載します。定款変更申請と一緒に、理事長、理事、監事の変更届を都道府県知事に提出して下さい。なお、理事、監事の辞任・就任の日については、定款変更認可の日とする、停止条件付決議も可能です。その場合、理事長は定款変更認可後に理事会を開催して、理事長を互選します。</p>
三	<p>評議員会の設置（モデル定款例：第15条～参照）</p> <p>評議員会の設置も定款記載事項ですのでこれも社員総会で議決します。評議員会の定数は、理事の倍数以上として下さい。評議員会における親族等の評議員の割合は3分の1以下になりますので、この規定も定款にて定め、かつ、評議員候補を選出し、定款変更と同時の就任になるよう就任承諾書も取り寄せておく必要があります。</p>

## Ⅲ 診療報酬規程等の整備

承認申請をする事業年度の始まる前に以下の項目を取り決めておかなければなりません。

- ① 自費診療報酬規程
- ② 役員報酬上限規定及び就業規則、給与規定、退職金規定
- ③ 特別な療養環境室の室料規定（いわゆる差額ベッド料金規定）

## Ⅳ 事前審査時提出書類

事前審査は、その事業年度開始から6ヶ月以内に申し出を行いますが、可能な限り、意思決定をした段階で、所轄国税局の担当者にその意思を伝え、相談をして下さい。その上で、事前審査時に提出する書類の準備を始めて下さい。

## Ⅴ 国税局担当者による実地調査

国税局の担当者は、おおむね税務調査官経験者のようです。そのため、理事等に対する特別な利益の供与については注意深く判断されるケースが多く見られます。そうした調査が行われることを事前に想定して、証拠書類を揃えておくと、スムーズな対応が出来ます。

## Ⅵ 国税庁からの内示と定款変更

国税庁の内示が、事前申請から3ヶ月経過するまでには出ます。この内示のあとに各都道府県に定款変更の申請を行います。複数の都道府県をまたぐ厚生労働省管轄の医療法人の場合、定款変更認可に時間のかかることを見込んで、早めの対応が望まれます。国税庁が、その定款変更の認可を確認して、期の初めに遡って特定医療法人の承認をします。

## ◆ 特定医療法人への移行手続き書類

手続き種類	提出先	提出書類
都道府県知事の証明  下記証明願に添付する「証明願記5中該当する項目に関する、都道府県知事の証明願」 (P35～)	その医療機関を管轄する各都道府県	1. 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願(別添3)※2 (・付表1～3は、該当する場合に添付して下さい。) 2. 医療施設の使用許可書の写し 3. 救急病院または救急診療所であることを証する書類の写し
厚生労働大臣の証明  租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願 (P41～)	その法人を所轄する地方厚生局	1. 証明願(別添2)※2 2. 付表1(証明願記1及び2に係る添付書類)※2 3. 付表2(証明願記3に係る添付書類)※2 4. 付表3(証明願記4に係る添付書類)※2 5. 付表4(証明願記6に係る添付書類)※2 6. 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書または法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。) 7. 診療報酬規程 8. 前事業年度の決算書(財産目録、損益計算書、貸借対照表) 9. 就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款の写し 10. 証明願記5中該当する項目に関する、都道府県知事の証明書

		11. 前事業年度（新規申請法人にあっては当該年度）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式5）の写し
特定医療法人制度に係る事前審査 (P48～)	相談窓口は所轄国税局（正式な申請書の提出先は所轄税務署長）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定医療法人としての承認を受けるための申請書（案）※1</li> <li>2. 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表）※1</li> <li>3. 法人の登記簿謄本の写し</li> <li>4. 設立者名簿及び社員名簿の写し</li> <li>5. 出資持分の内訳が確認できる書類</li> <li>6. 病院等の建物の配置図</li> <li>7. 病院等の組織図</li> <li>8. 病院等の概要が分かる資料（パンフレット）</li> <li>9. 定款の写し</li> <li>10. 申請時の直前に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書（都道府県知事より交付を受ける。）</li> <li>11. 承認要件を満たす旨を説明する書類 ※1</li> <li>12. 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1）※1</li> <li>13. 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）※1</li> <li>14. 理事、監事及び評議員等の履歴書</li> <li>15. 直前3事業年度の決算書類及び帳簿書類</li> <li>16. 就業規則及び給与（退職給与を含む。）規程の写し</li> <li>17. 各人別の源泉徴収簿等の給与の支払状況が確認できる書類</li> <li>18. その他承認要件を満たす旨を説明する書類</li> </ol>
承認申請書等提出	相談窓口は所轄国税局（正式な申請書の提出先は所轄税務署長）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寄附行為又は定款の写し</li> <li>2. 申請時の直前に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書（都道府県知事より交付を受ける。）</li> <li>3. 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表）</li> <li>4. 承認要件を満たす旨を説明する書類</li> <li>5. 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1）</li> <li>6. 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）</li> </ol>
定款変更申請	都道府県知事 （厚生労働省管轄の場合は、所轄の都道府県を通じて地方厚生局）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定款変更申請書</li> <li>2. 定款新旧対照表</li> <li>3. 現行定款</li> <li>4. 改正後定款案（P62参照）</li> <li>5. 社員総会議事録（定款変更を取り決めた社員総会の議事録）</li> </ol> <p>* その他都道府県によって履歴事項全部証明書の添付を求められる場合があります。</p>

※1は国税庁ホームページよりダウンロードが出来ます。

※2は厚生労働省医政局「医療法人・医業経営のホームページ」よりダウンロードが出来ます。